

平成 29 年 11 月 8 日
九州電力株式会社

玄海運転停止命令義務付け訴訟（行政訴訟）への 訴訟参加の申立てを行いました

当社は、本日、佐賀地方裁判所へ行政事件訴訟法 22 条第 1 項^{*}に基づき、標記訴訟への訴訟参加の申立てを行いました。

標記訴訟は、原告らが国を相手として、平成 25 年 11 月 13 日に玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の運転停止命令の義務付けを求めて提訴したのですが、原告らは、平成 29 年 7 月 12 日に訴えの変更申立書を提出し、請求の趣旨を「玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の運転停止命令の義務付け」から「玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の設置変更許可処分（平成 29 年 1 月 18 日付）の取り消し」を求めるものに変更しております。

当社としましては、設置変更許可を受けた事業者として、標記訴訟の結果により、玄海原子力発電所の運転に影響を受ける可能性があることから、今回、同訴訟への訴訟参加の申立てを行ったものです。

※行政事件訴訟法 22 条第 1 項

裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもって、その第三者を訴訟に参加させることができる。

以 上

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九州電力の思いです。